

那智勝浦町消防団応援の店設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那智勝浦町消防団員（以下「団員」という。）を地域全体で応援することで、団員の確保及び入団の促進を図り、ついでには、地域消防防災力の充実強化の推進を目的として、団員に対する一定のサービスの提供の実施について、事業所等に協力を求め、それに対し協賛する事業所等として登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 那智勝浦町内に所在するサービス業等の店舗等をいう。
- (2) 消防団応援の店 消防長が、団員に対し一定のサービスを提供する事業所等として登録し、消防団応援の店表示証を交付した店舗等をいう。
- (3) 消防団応援の店表示証 前号の規定による登録をした事業所等に交付する表示証をいう。
- (4) 一定のサービス 商品等の割引、購入ポイントの割増その他のサービスをいう。

(交付申請)

第3条 消防団応援の店（以下「応援の店」という。）としての登録を受けようとする事業所等は、那智勝浦町消防団応援の店登録申請書（様式第1号）を消防長に提出するものとする。

(登録基準)

第4条 消防長は、前条に規定する申請について、次に掲げる基準に適合していると認めるときは、応援の店の登録を行うものとする。

- (1) 明確な一定のサービスが設けられていること。
- (2) 一定のサービスの対象は、全団員とすること。

(審査)

第5条 消防長は、前条の規定により登録を行う場合は、同条の基準に適合するかどうかについて書面審査を行うものとする。

(表示証の交付)

第6条 消防長は、第4条の規定により登録された応援の店には、第2条第3号の消防団応援の店表示証（様式第2号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第7条 応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 応援の店の見やすい場所
- (2) 応援の店のパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 消防長は、表示証の交付に際して、那智勝浦町消防団応援の店表示証交付整理簿（様式第3号）を備え付け、応援の店の名称、代表者氏名、所在地及び一定のサービス内容等の必要事項を記録するものとする。

（登録の変更、取下げ及び抹消等）

第9条 第4条に規定する登録を受けた応援の店は、当該登録の内容を変更し、又は当該登録に係る一定のサービスの一部若しくは全部を廃止しようとするときは、那智勝浦町消防団応援の店登録変更・廃止申請書（様式第4号）を消防長に提出しなければならない。

2 消防長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに、当該登録を変更し、又は抹消するものとする。

3 前項の規定により応援の店の登録を抹消された応援の店は、速やかに表示証を消防長へ返還しなければならない。

（公表）

第10条 消防長は、応援の店の名称、一定のサービスの内容及びその他の事項について、那智勝浦町ホームページ等により公表することができる。

（利用証の交付申請）

第11条 消防団応援の店利用証（様式第5号。以下「利用証」という。）の交付を希望する団員は、消防団応援の店利用証交付申請書（様式第6号）を消防長に提出するものとする。

2 消防長は、前項の申請書を受理したときは、利用証を交付するとともに、消防団応援の店利用証交付台帳（様式第7号）に記録するものとする。

3 利用証を汚損又は紛失等した団員は、遅滞なく消防長に報告し、再交付を希望する場合は、消防団員応援の店利用証再交付申請書（様式第8号）を消防長に提出するものとする。

（利用証の提示等）

第12条 団員は、応援の店において一定のサービスを受けようとするときは、利用証を提示しなければならない。

2 応援の店は、団員から利用証の提示を受けた場合、一定のサービスを提供しなければならない。ただし、一定のサービスの物品等の品切れ、その他これらに類する場合は、この限りでない。

（遵守事項）

第13条 団員は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 利用証を他人に貸与し、又は譲渡

（2） 応援の店が定める一定のサービス以外の強要

2 前項の規定に違反して、利用証を不正に使用し、又は応援の店に損害を与えた場合の責任は、利用証保有者本人が有するものとする。

（利用証の返納）

第14条 団員は、消防団を退団したとき、又は前条に定める事項に抵触した場合は、

遅滞なく利用証を消防長に返納しなければならない。

(所掌)

第15条 この要綱に関する事務は、那智勝浦町消防本部総務課において所掌する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。